

豊明市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月28日

豊明市監査委員

古橋 洋一

一色 美智子

1 監査の対象

消防本部 消防総務課・消防署
経済建設部 土木課

2 監査の期間

平成28年1月29日から平成28年2月18日まで

3 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年12月31日までに執行した事務事業

4 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

5 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 大久伝区消防施設等整備事業（立上り消火栓移設）に係る補助金の支出事務において、支出決定額の根拠となる書類に一部不備な点が見受けられたので留意されたい。（消防総務課・消防署）

- (2) 排水路改修工事の契約事務において、請負者から提出された書類に一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。（土木課）

6 監査の対象

市民生活部 市民協働課

7 監査の期間

平成28年1月29日から平成28年2月26日まで

8 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年12月31日までに執行した事務事業

9 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

10 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 集会所建築等補助事業（上高根公会堂空調設備新規設置工事）の完了確認において、補助事業検査調書の決裁区分に誤りが見受けられたので留意されたい。

11 監査の対象

行政経営部 秘書広報課

12 監査の期間

平成28年2月29日から平成28年3月28日まで

13 監査の範囲

平成27年4月1日から平成28年1月31日までに執行した事務事業

14 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

1 5 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 研修受講参加費の支出事務において、支出決定伺書に支出の根拠となる添付書類に一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。